

## 議案第1号

### 条例案に対する意見について

令和4年6月23日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 趣旨

令和4年6月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

#### 第2 意見を求められた条例案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

人委職第 号  
令和4年6月23日

岩手県議会議長 五日市 王 様

岩手県人事委員会  
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

令和4年6月20日付け議第53号により意見を求められた下記条例案については、適  
当なものとして認められます。

記

議案第5号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

## 県議会 6 月定例会に提案される条例案に対する意見について

### 1 検討の趣旨

県議会令和 4 年 6 月定例会に提案された条例案について、県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

〔議会日程〕

- ・ 6 月 21 日（火） 招集
- ・ 7 月 1 日（金） 常任委員会
- ・ 7 月 5 日（火） 本会議採決

### 2 意見を要する条例案

議案番号	条例名
第 5 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### 3 条例案の検証結果

条例名	改正の趣旨	検証結果	検討資料
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととし、及び地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員まで支給することができることとするもの。	適当	別紙

### 4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適当なものと認められます。

#### 【参考】

○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第 5 条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであってはならない。

2 第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により 人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

## 別紙

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）

## 1 条例案の内容

## (1) 条例改正の趣旨

職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととし、及び地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和7年3月31日以前に退職した職員まで支給することができることとするもの。

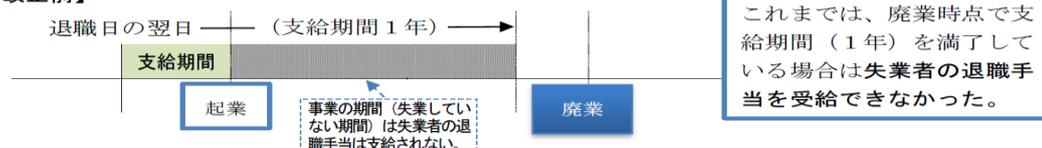
## (2) 条例改正の内容

ア 職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととする。 （第10条関係）

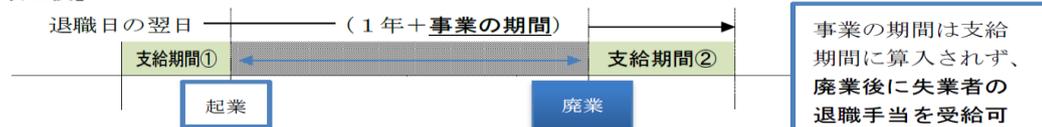
県の職員は雇用保険法の適用除外とされているが、同法の被保険者とみなしたならば受けられる失業等給付の額に、退職手当が満たない場合は、その部分について失業者の退職手当が支給されることとされている。

今般、雇用保険法の一部が改正され、受給資格者が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を基本手当の受給期間に算入しない特例が設けられたことに伴い、失業者の退職手当についても同様の特例を設けるもの。

## 【改正前】



## 【改正後】



イ 地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和7年3月31日以前に退職した職員まで支給することができることとする。 （附則第28項関係）

平成29年の雇用保険法の一部改正により、基本手当の支給日数に関する特例として、令和4年3月31日以前に離職し、雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する特定受給資格者に対する地域延長給付が設けられたことに伴い、これに相当する失業者の退職手当を支給することができることとしている。

今般、雇用保険法の一部が改正され、地域延長給付について、令和7年3月31日以前の離職者まで支給することができるものとされたことから、これに相当する失業者の退職手当についても、同様に延長するもの。

ウ 職業安定法（昭和22年法律第141号）の一部改正に伴い所要の整備をすること。 （第10条関係）

エ その他所要の整備をすること。 （第10条、第14条、附則第28項関係）

## (3) 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。ただし、ウは、令和4年10月1日から施行すること。

## 2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

### 【理由】

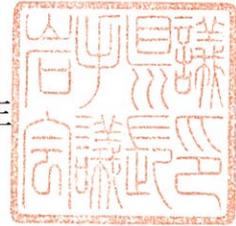
今回の改正は、雇用保険法等の一部改正に伴い、国家公務員退職手当法に準じて、事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例を設け、及び給付日数の延長に関する暫定措置を3年間延長等するものであり、本条例はこれまでも国準拠で改正を行っているものであること。

議 第 53 号  
令和 4 年 6 月 20 日

岩手県人事委員会  
委員長 熊谷隆司様

岩手県議会議長 五日市

王



条例案に対する意見について  
今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案第5号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

担当  
議会事務局議事調査課  
議事管理担当（増澤）  
内線 6016



# 議案第 5 号

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の</p>

日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 [略]

日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第7項又は第9項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 [略]

5 退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより知事によりその旨を申し出た場合は、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び前項の規定による期間に算入しない。

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同

法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) [略]

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(6) [略]

12 [略]

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項

法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)・(2) [略]

7 勤続期間6月以上で退職した職員（第9項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(6) [略]

13 [略]

14 第12項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第12項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項

又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1)・(2) [略]

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

17 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算

又は第12項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1)・(2) [略]

16 第12項の規定は、第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第8項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第12項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

17 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第6項から第12項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の規定の例による。

18 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算

<p>出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第6項又は第8項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定に基づき処分を行うことができない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～27 [略]</p> <p>28 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="798 109 909 1097"> <tr> <td>第10項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第10項第2号</td> <td></td> </tr> </table>	第10項	[略]	第10項第2号		<p>出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定に基づき処分を行うことができない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～27 [略]</p> <p>28 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="798 1097 909 2132"> <tr> <td>第10項</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第10項第2号</td> <td></td> </tr> </table>	第10項	[略]	第10項第2号	
第10項	[略]								
第10項第2号									
第10項	[略]								
第10項第2号									
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>								

<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) [略] 13～18 [略]</p>	<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) [略] 13～18 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

## 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年10月1日から施行する。
- この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第5項の規定は、令和4年7月1日以後に同項に規定する職員に該当するに至った者について適用する。

令和4年6月21日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

## 理由

雇用保険法の一部改正に伴い、国の例に準じて、職員が退職の日後に事業を開始した場合等に当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないこととし、及び地域延長給付に相当する失業者の退職手当を令和7年3月31日以前に退職した職員まで支給することができることにするとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。